

『超スマート社会 (Society 5.0)』に適合する 知的財産保護の制度のあり方

〔目次〕

●ご挨拶	日本弁理士会中央知的財産研究所 所長 伊丹 勝	i
●序 文	主任研究員 鈴木 將文	iii
●研究部会研究員		v
<hr/>		
・プラットフォーム型およびデータ駆動型ビジネスモデルに対する知的財産保護	酒井 將行	1
・モノのサービス化に伴う実施行為の柔軟な解釈の必要性について	松下 正	41
・AI技術の特許による保護		
—日本及び米中での特許による保護—	河野 英仁	49
・限定提供データ保護について	重富 貴光	57
・平成30年著作権法改正 「柔軟な権利制限規定」	岩坪 哲	75
・ビッグデータの保護をめぐる法政策上の課題		
—欧米の議論を手がかりとして—	山根 崇邦	91
・情報・データの法的保護を巡る諸問題	鈴木 將文	117
・AI生成物・機械学習と著作権法	愛知 靖之	131
・ビッグデータ関連発明の保護		
—ライフサイエンスデータを中心として—	野村 千澄	147
・機械学習・深層学習関連発明がもたらす特許法における新たな諸課題		
—発明該当性・発明者・記載要件との関わりを中心に—	平嶋 竜太	163
・3Dデータと意匠法		
—3Dプリンタの活用を見据えて—	青木 大也	189
・データの集積・加工の促進と知的財産法によるデータの保護	前田 健	201
<hr/>		
●事項索引		217
●アンケート		223